

※質問書受付期間は、令和7年5月23日(金)～令和7年11月28日(金)です。

No.	質問月日	質問	回答	備考
1	2025/6/23	【指針P7、別図2建物の高さ制限について】 別図2のピンク以外のエリアは何mまでなら立ててよいのでしょうか。 ピンクのエリアは建築物の高さを6m未満にすべき箇所、かと思うのですが、他エリアはどのような制限がありますでしょうか。 資料上、建物の高さは地盤高さ6mかつ海拔高さ18m以下に設定する、と読み取れますが、具体的にどこなら6mを立ててよいのか、3mじゃなくてはだめなのか、など図示していただけますと幸いです。	○建築物・工作物の高さを示す別図2について、エリアを分けて、基本的な考え方をお示しします。(ピンク色の着色部は後述する詳細な設定に関する情報であり、基本的な高さ制限は、赤枠の内外でお考え下さい。) ・対象地1については、赤枠内は地盤から3mを超えないものとし、赤枠外は地盤から6mを超えないものとしています。 ・対象地2については、すべて赤枠内であり、地盤から3mを超えないものとしています。 ○なお、公募指針P7の通り、対象地1に限っては、地盤からの高さ6mかつ海拔からの高さが18mを超えないという考え方に基づいた設定を行っています。このため、公募設置等予定者の決定後、対象地1の赤枠内であっても、ピンク色の着色部以外の部分に設置する建築物、工作物に関しては、地盤からの高さ6mかつ海拔からの高さが18mを超えない範囲で、地盤からの高さが3mを超える協議に応じることは出来ますので、協議する意向がある場合には、その旨、提案時に記載願います。	
2	2025/6/23	【指針P7、別図2建物の高さ制限について】 また、別図2の等高線の数字がつぶれていて読み取れないため、数字が潰れていない資料を頂けると幸いです。	○等高線・標高が開示資料別添9にございますので、資料請求の上、そちらをご確認ください。	